

## 大崎上島町告示第45号

大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月7日

大崎上島町長 高田幸典

### 大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内全域において極めて高速かつ大容量のデータの伝送（以下「超高速情報通信」という。）を可能とし、地域間における情報通信環境の格差是正を図るため、光ブロードバンドサービスの提供を行う電気通信事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、大崎上島町補助金交付規則（平成15年規則第35号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 光ブロードバンドサービス 電気通信事業者が提供する光ファイバケーブルを使用し超高速情報通信が可能な通信サービスをいう。
- (2) 電気通信事業者 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者及び第16条第1項の規定による届出をした者をいう。
- (3) 補助事業 補助金の対象となる事業をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費とする。

- 2 補助対象経費の額には、消費税相当額及び地方消費税相当額を含まない。

(補助金の額)

第4条 電気通信事業者に対して交付する補助金の額は、補助対象経費の総額から国の高度無線環境整備推進事業で交付される補助金額を除いた額とし、18,660万円を上限とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 整備事業に要する経費の見積書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第7条 町長は、前条の決定に際して必要な条件を付することができる。

2 前項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止又は廃止する場合は、町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の事業変更申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容等について次に掲げる変更の事由が生じたときは、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金変更承認申請書(別記様式第4号)に必要な書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業内容の変更
  - (2) 国の高度無線環境整備推進事業で交付される補助金額の変更
- 2 前項の規定による変更申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業変更概要書（別記様式第5号）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 3 町長は、第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、  
適当と認めたときは、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金等変更  
決定通知書（別記様式第6号）により、当該補助事業者へ通知するものと  
する。

（状況報告）

第9条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業  
の遂行の状況について報告を求めることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大崎上島町超高速情  
報通信網整備事業実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付  
して町長に報告しなければならない。

- (1) 大崎上島町超高速情報通信網整備事業実績報告書（別記様式第8号）
  - (2) 補助事業に要した経費の内訳
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に既定する書類の提出期限は、各年度の事業完了の日から30日を  
経過した日又は各年度の事業完了の日の翌年度の4月20日のいずれか早  
い日とする。この場合において、やむを得ない理由によりその日までに提  
出が困難となったときは、町長の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、補助事業者から完了に係る前条の報告を受けた場合にお  
いて、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当  
該実績報告書に係る内容が補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適  
合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者  
に通知するものとする。

2 前項の通知は、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金確定通知書（別記様式第9号）により行うものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金請求書（別記様式第10号）により町長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を補助事業以外の目的に使用したとき。
- （2） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 法令等又は町長の命令若しくは指示に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

（補助事業の書類等の保存）

第14条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を整備事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（財産の処分）

第15条 補助事業により取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない場合においては、町長が別に定める期間）内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 町長は、整備事業者が前項の承認を受けて取得財産等を処分することにより相当の収入が生じたと認められる場合は、当該収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助対象施設及び設備
光ファイバ網による光ブロードバンドサービスを提供するために必要となる施設のうち、局舎（センター施設）から加入者宅内設備までの施設整備に要する経費	<p>1 局舎（センター施設）整備費</p> <p>(1) センター施設（局舎に限る。空調設備工事、電源設備工事、外構工事等を含む。）</p> <p>(2) 光電変換装置 局内光終端装置（OLT）等</p> <p>(3) 送受信装置 ルータ、L2 / L3 スイッチ等</p> <p>(4) 管理測定装置 ネットワーク監視装置等</p> <p>(5) 電源供給装置（局舎内に係るものに限る。） 受電設備、電源設備等</p> <p>2 線路整備費</p> <p>(1) 光ファイバ線路設備 光ファイバケーブル、光成端架、クロージャ、カプラ等</p> <p>(2) その他線路設備 電柱、管路等</p> <p>3 その他整備費 その他光ファイバ網の整備に必要な施設（光ドロップケーブル、加入者宅設備等）及び整備に必要な設計費用</p>

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

（申請者）住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付申請書

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業の補助金の交付を受けたいので、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 補助事業に要する経費の見積書
- (3) その他町長が必要と認めるもの

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書（            年度分）

電気通信事業者の所在地、商号又は名称及び代表者職氏名				
施設・設備の設置場所				
サービス概要				
着手予定日	年    月    日			
サービス開始予定日	年    月    日			
電気通信事業者の費用	財源内訳		事業者負担額内訳	
	内訳	予定額	経費区分	予定額
	補助金額	円	(1)局舎（センター施設）整備費	円
			(2)線路整備費	円
	事業者負担額	円	(3)その他整備費	円
	高度無線環境整備推進事業交付金	円		
	その他（注）	円		
	合計	円	合計	円
補助金交付申請額	千円			

（注）その他の財源がある場合には、財源の内訳を記入すること。

別記様式第3号（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

大崎上島町長 印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業の補助金については、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金の交付決定額 金 円



別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

（申請者）住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった  
年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業を次のとおり変更したいので、大  
崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱第8条の規定により、次  
のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 円  
（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

- (1) 事業変更概要書（別記様式第5号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

別記様式第5号（第8条関係）

事業変更概要書

1 変更事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
合計	千円	千円

2 変更が補助事業に及ぼす影響

別記様式第6号（第8条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

大崎上島町長 印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金等変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業の変更については申請のとおりとし、補助金の額は、次のとおり交付することを承認したので通知します。

1	事業費	変更後 金	円
		(変更前 金	円)
2	補助金額	変更後 金	円
		(変更前 金	円)

別記様式第7号（第10条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

（申請者）住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度  
大崎上島町超高速情報通信網整備事業は、完了しましたので、 年度  
実績について、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱第10  
条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 大崎上島町超高速情報通信網整備事業実績書（別記様式第8号）
- 2 補助事業に要した経費の内訳
- 3 その他町長が必要と認める書類

別記様式第8号(第10条関係)

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業実績報告書

1 実績概要

実施区 名又は地域名										
提供場所										
着手年月日										
サービス 開始年月日										
サービス内容										
事業費	<p>(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th> <th colspan="2">内 訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総事業費</td> <td>事業者等負担額</td> <td>補助金の額 (千円未満切捨て)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 事業費内訳は別紙のとおり 計画と実績が相違する部分については、計画を実績の上段に括弧書きすること。</p>	事業費	内 訳		総事業費	事業者等負担額	補助金の額 (千円未満切捨て)	円	円	円
事業費	内 訳									
総事業費	事業者等負担額	補助金の額 (千円未満切捨て)								
円	円	円								
備考										

## 2 収支総括表

### (1) 収入

(単位：円)

事業者等負担額	当初額	実績額
事業者負担額		
高度無線環境整備 推進事業交付金		
その他		
計		
補助金交付決定額		
合計		

### (2) 支出

(単位：円)

経費内訳	当初額	実績額
(1) 局舎 (センター施設) 整備費		
(2) 線路整備費		
(3) その他整備費		
合計		

別記様式第9号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

大崎上島町長 印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業に対する補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった 年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業の補助金の額については、大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり確定したので通知します。

補助金交付確定額 金 円

別記様式第10号（第12条関係）

年 月 日

大崎上島町長 様

（申請者）所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金請求書

年 月 日付け第 号の交付確定通知書に基づく  
年度大崎上島町超高速情報通信網整備事業補助金の交付について、大崎上島  
町超高速情報通信網整備事業費補助金交付要綱第12条の規定より下記のと  
おり請求します。

請求金額 金 円